

精華町総合教育会議

概 要

平成27年6月30日

1 概要

総合教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行や条例の提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意に反映した教育行政の推進を図る。

(1) 会議の位置付けと構成員

- 地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関に当たらない。
(地方自治法第 138 条の 4 第 3 項)
- 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けること。
(法第 1 条の 4 第 1 項)
- 構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会。緊急の場合は、地方公共団体の長と教育長のみで会議をすることも可能。
(法第 1 条の 4 第 2 項)
- 会議は地方公共団体の長が招集する。また、教育委員会が協議を必要と思料するときは、招集を求めることができる。
(法第 1 条の 4 第 3 項及び第 4 項)
- 協議・調整し合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行する。
(法第 1 条の 4 第 8 項)

※法・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律

2 協議・調整事項

(1) 協議すべき事項

- 大綱の策定に関する協議
(法第1条の3第2項)

<大綱の定義>

- ①国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌しながら、地域の実情に応じて策定。

教育振興基本計画の成果目標より

◇生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）

◇課題探究能力の修得（大学～）

◇自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）

◇社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

◇ 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

◇ 意欲ある全ての者への学習機会の確保

◇ 安全・安心な教育研究環境の確保

◇ 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- ②大綱を定める期間は4～5年程度を想定。

- ③教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての方針を定めるもので、詳細な施策について策定することを求めているものではない。

<想定される事項>

- ・学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針。

- 教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議。
(法第1条の4第1項第1号)

<想定される事項>

- ・学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項。
- ・幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、地方公共団体の長と教育委員会との事務連携が必要な事項。

- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議。
(法第1条の4第1項第2号)

<想定される事項>

- ・いじめ問題により児童・生徒等の自殺が発生した場合。
- ・通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合。
- ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害が生じており、防災担当部局と連携する場合。
- ・災害発生時の避難先での児童・生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合。
- ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合。
- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合。

(2) 協議すべきでない事項

- 教科書の採択や個別の教職員人事など、特に政治的中立性が高い事項。
- 日常の学校運営に関する些細な事項。

3 協議・調整の結果の尊重義務

- 調整が行われ、双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重する。
(法第1条の4第8項)
- 調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれぞれ判断する。
(法第21条及び法第22条)

【会議における調整とは…】

教育委員会権限の事務について、予算の編成や執行及び条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ること。

【会議における協議とは…】

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること。

4 会議の公開と議事録の作成及び公表

- 個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められることを除き公開する。
(法第1条の4第6項)
- いじめなどの個別事案により関係者の個人情報を保護する場合や、次年度の新規予算事に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合は非公開。
- 地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。
(法第1条の4第7項)

精華町総合教育会議予定について

【開催時期】

- 6月30日 第1回総合教育会議
- ・会議の運営等の確認について
 - ・教育の現状等について
 - ・意見交換

- 秋 頃 第2回総合教育会議
- ・大綱（案）の検討について
 - ・教育に関わる重点施策の協議（必要に応じ調整）
 - ・意見交換

- 年明け 第3回総合教育会議
- ・大綱の策定
 - ・意見交換

【臨時】

- 児童、生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置